

# 資 料

○障がい福祉サービスの種類

根拠法	障がい福祉サービスの種類		障害支援区分により利用できるサービス	障害支援区分有効期間		支給決定期間		
				最短	最長	最短	最長	
総合支援法	介護給付	訪問系・その他	居宅介護	区分1以上	3ヶ月	3年	1ヶ月	1年
			重度訪問介護	区分4以上				
			行動援護	区分3以上				
			短期入所	区分1以上				
			重度障害者等包括支援	区分6以上				
	日中活動系	療養介護	区分5以上	3ヶ月	3年	1ヶ月	3年	
		生活介護 (50歳以上は区分2以上)	区分3以上					
	居住系	施設入所支援 (50歳以上は区分3以上)	区分4以上	3ヶ月	3年	1ヶ月	3年	
	訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）		*1	-	-	1ヶ月	3年
		就労継続支援A・B					1ヶ月	1年
		自立訓練	機能訓練				1ヶ月	1年
			生活訓練				-	2年
		就労移行支援					-	2年
就労定着支援		-	2年					
支援相談	地域定着支援		*1	-	-	-	1年	
児童福祉法	児童発達支援		*1	-	-	1ヶ月	1年	
	放課後等デイサービス							

\*1 障害支援区分の認定は原則として必要ありません。

○地域生活支援事業で行うサービスの種類

サービスの種類		支給決定期間	障害支援区分有効期間
地域生活支援事業	相談支援事業	1年	-
	移動支援事業		
	地域活動支援センター事業		
	更生訓練費給付事業		
	日中一時支援事業		
	通所交通費助成事業		
	コミュニケーション支援事業	随時	
	日常生活用具給付事業		
	自動車改造費助成事業		

小清水町が実施する障がい者福祉施策

事業名	事業の概要	摘要
重度心身障がい者医療費給付事業	医療機関を受診した場合に医療費の一部負担金を助成します。ただし、課税世帯については1割が自己負担となります。  対象……1～2級又は3級（内部障がい）に該当する障がい者	【町民生活課】 (町民係)
特定疾患患者等通院交通費支給事業	特定疾患・腎臓機能障がい・精神疾患などの障がい者が町外へ通院するための交通費を助成します。	【保健福祉課】 (福祉介護係)
通所交通費助成事業	地域活動支援センター等に通所するために要する交通費を助成します。	【保健福祉課】 (福祉介護係)
高齢者等タクシー利用料給付事業	町内の移動にタクシーを利用した場合、300円を超えた利用料金を助成する。 対象……重度障がい者(児) ・身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳A判定 ・精神手帳1級	【保健福祉課】 (福祉介護係)
町外外出支援サービス事業	町内病院で診療していない科目に受診が必要な方が、町外病院を受診する際にタクシー利用券を交付します。(年12往復まで) 対象：65歳以上の高齢者及び障がい者(身体1・2級、精神)	【保健福祉課】 (福祉介護係)
住宅整備資金助成事業	障がい者が自宅で快適な生活が送れるよう、所得に応じて住宅整備資金の助成を行います。  対象……1～4級に該当する視覚障がい者及び肢体不自由者	介護保険サービスなど、他の事業が優先されます。 【保健福祉課】 (福祉介護係)
緊急通報システム事業	1～2級に該当する重度の身体障がい者の急病、事故等緊急事態に迅速に救援活動できるよう、通報システムを無料で貸与します。	【保健福祉課】 (福祉介護係)
生きがい活動等支援事業	65歳未満で身体・精神に障がいがある方のデイサービスの利用を支援し、入浴や運動、交流の機会を提供します。	【保健福祉課】 (福祉介護係)
乳幼児療育相談	2～3歳児健康診査等の乳幼児の健康相談等において、発達支援センター(斜里地域子ども通園センター)専門員による療育相談を実施します。	【保健福祉課】 (子育て支援係)
精神障がい者社会復帰学級	回復途上にある精神障がい者の社会復帰に関する指導を、年度毎に事業計画・プログラムを作成し実施します。  年間実施回数……7回程度	【保健福祉課】 (健康推進係)
温泉入湯料給付事業	1～2級に該当する重度の障がい者(児)の健康増進のため、入湯招待券・割引券を交付します。  重度障がい者……無料招待券年間12枚と年間半額の割引券を交付 重度障がい児……無料招待券年間48枚を交付	【保健福祉課】 (福祉介護係)

令和6年3月現在

小清水町社会福祉協議会が実施する障がい者福祉施策

事業名	事業の概要	摘要
配食サービス	食事の支度が困難となった心身障がい者の自宅にお弁当を届け、配達時に安否確認を行います。 1食あたり自己負担・・・270円もしくは400円	平成26年10月～ 週2回配食  (平成21年4月1日～)
軽度生活援助サービス	ホームヘルパーによる、日常的で簡易な援助（買物移送・温泉移送・通院移送等）が受けられます。 利用料・・・30分未満200円（30分増すごとに100円追加）	介護保険法に定める要介護等認定者を除く。  (平成21年4月1日～)
生きがいデイサービス	日常生活を営む上で支障がある障がいのある人に対し、デイサービスセンターにて、入浴、昼食、機能訓練、排せつなどに係る支援が受けられます。 利用料・・・1日1,450円（昼食代650円を含む）	介護保険法に定める要介護等認定者を除く。  (平成25年4月1日～)
寝具乾燥サービス	虚弱、心身の障がいにより臥床している障がい者の寝具の衛生管理のため、春・秋2回乾燥消毒サービスを行います。	  (平成21年4月1日～)
除雪サービス	冬期間除雪が困難な場合、避難路確保の除雪を自治会の協力を得て実施します。	  (平成21年4月1日～)
住宅窓のビニール張り	厳冬期の防寒対策として、秋に住宅の窓にビニールを張り、春にはビニールをはがすサービスを実施します。	  (平成21年4月1日～)
介護用品の貸出	福祉ベット・車椅子などの介護用品をお貸しします。	介護保険法・総合支援法が利用できない方
日常生活用具の給付	歩行が困難な方に1本杖（滑り止めスパイク含め）を支給します。	  (平成15年4月1日～)
生活福祉資金の貸付	疾病・その他生活が困窮している世帯に、応急的な資金を無利子で貸付します。	  (昭和61年4月1日～)
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用や日常的な生活費の管理などについて、生活支援員が援助します。	  (平成25年4月1日～)
法人後見事業	成年後見人、保佐人もしくは補助人（以下「成年後見人等」という。）になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行います。	  (平成25年4月1日～)
心配ごと相談所の開設	年1回、弁護士による無料法律相談会を実施します。	  (平成3年4月1日～)
地域活動支援センターの利用	自立した生活を地域社会において営む事ができる様、生産活動その他の活動の機会や余暇支援等の実施を通じて、社会との交流の機会を促し、要望に沿った活動を提供します。	  (令和2年4月1日～)
就労継続支援B型事業所	障害者総合支援法に基づき、企業等への一般就労が困難である障害をもつ方に就労やコミュニケーションの機会を提供します。	  (令和3年4月1日～)

令和6年3月現在

## 小清水町地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

**第1条** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づき、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりを協議するため、小清水町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

**第2条** 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 相談支援事業の運営、評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関相互の情報交換、連携及び協力等に関すること。
- (4) 障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定・評価に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (6) その他、障がい福祉の推進に関すること。

(組織)

**第3条** 協議会は次に掲げる者をもって構成するほか、障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定等のため必要とする関係者を加えることができる。

- (1) 指定障がい福祉サービス事業者
- (2) 指定相談支援事業者
- (3) 障害者相談員
- (4) 小清水町副町長
- (5) 小清水町保健福祉課
- (6) その他町長が認める者

2 協議会に会長を置き、会長は副町長をもって充てる。

3 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者が職務を代理する。

(会議)

**第4条** 協議会に、実務者会議及びケース検討会議を置く。

2 実務者会議は、前条第1項に掲げる機関で構成し、会長が必要に応じて招集して第2条に掲げる業務に関する調査審議を行う。

3 ケース検討会議は、個別の相談支援に関する実務を担当する者を、会長が必要に応じて招集し、第2条に係る内容について協議する。

4 ケース検討会議は、特に必要があると認める時は、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

**第5条** 協議会の事務局は、小清水町保健福祉課に置く。

(守秘義務)

**第6条** 協議会の構成員は正当な理由なく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

当該機関・法人の役職員でなくなった場合及び協議会の構成員でなくなった場合においても同様とする。

**第7条** この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会において協議し定める。

## 小清水町地域自立支援協議会委員名簿

No.	団 体 名	氏 名	備 考
1	小清水町社会福祉協議会 会長	由井 崇	関係団体
2	こしみず親の会 ういず	野村 由加	関係団体
3	小清水町自治会連合会 会長	長田 正人	学識経験者
4	小清水町民生児童委員協議会 身障・知障部会 部会長	佐藤 義信	学識経験者
5	人権擁護委員	小倉千賀子	学識経験者
6	小清水小学校教頭	遠藤 泰代	学識経験者
7	障がい者相談員（知的）	森 浩	学識経験者
8	障がい者相談員（身体）	井上 美穂	学識経験者
9	小清水町社会福祉協議会	山田なおみ	学識経験者
10	小清水町社会福祉協議会	岩瀬 美幸	関係団体 (サービス提供事業所)
11	小清水町社会福祉協議会	三宅 一沙	関係団体 (サービス提供事業所)
12	小清水町副町長	鈴木 祐之	
13	小清水町保健福祉課長	組野 麻記	